

公立大学法人大分県立看護科学大学アドミッション担当専門員に関する規程

令和2年4月1日

規程 123 号

(趣旨)

第1条 公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）のアドミッション・ポリシーに基づき、継続的に優秀な学生を確保することを目的として、高等学校の訪問等による高大接続業務を強化するため、アドミッション担当専門員を置く。

(アドミッション担当専門員)

第1条 アドミッション担当専門員は非常勤職員とする。

(業務)

第3条 アドミッション担当専門員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高大接続の強化・促進に関する事項
  - ・本学の教育方針、アドミッション・ポリシー、入学選抜方針に関する高等学校への理解の促進に関する事項
- (2) アドミッション・オフィス及び高等学校に対する本学の入試全般に係る情報提供
  - ・選抜方法のあり方及び改善に関する事項
  - ・入学者選抜要項のあり方及び改善に関する事項
  - ・入学試験問題のあり方及び改善に関する事項
  - ・学生募集要項のあり方及び改善に関する事項 等
- (3) アドミッション・オフィス及び高等学校に対する入学前教育に係る情報提供
- (4) その他アドミッション・オフィスの運営に関する事項

(利害関係者との禁止行為)

第4条 アドミッション担当専門員は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員倫理規程及び守秘義務を遵守する。

2 学長は次の各号に係る行為は行わせてはならない

- (1) 本学の当該年度の個別試験の出題、採点、試験当日参加、合否判定に係る全ての行為
- (2) 本学の個別試験の実施方法（実施要領及び監督者要領記載事項の情報等）の情報に関与する行為

- (3) 大学入学共通テストに係る公開情報以外の選抜情報の入手に関わる行為
- (4) 本学の入試委員の情報の入手に係る行為

- 3 その他の入試情報提供の是非については、アドミッション・オフィスの構成員である理事、教員、事務職員と協議し決定する。また、必要に応じて入試委員会と協議して決定する。

#### (契約期間)

第5条 アドミッション担当専門員の契約期間は1年以内とする。

- 2 前項の期間は、これを更新することができる。

#### (給与)

第6条 アドミッション担当専門員の給与その他の手当てについては、別に定めるところにより支給する。

#### (勤務時間等)

第7条 アドミッション担当専門員の勤務日数については、予算の範囲内で個別に定める。

- 2 勤務日および勤務時間は、原則、事前に届け出るものとする。
- 3 勤務時間その他の勤務条件については、現行の非常勤職員に準じるものとする。

#### (その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、アドミッション担当専門員に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。